

特殊事由による貨物の輸入について

輸入注意事項55第90号(55.12.11)

- 改正①輸入注意事項55第91号(55.12.18) ②輸入注意事項10第8号(10.3.4)
③輸入注意事項12第12号(12.3.31) ④輸入注意事項12第32号(12.4.27)
⑤輸入注意事項12第86号(12.12.26) ⑥輸入注意事項13第16号(13.5.31)
⑦輸入注意事項13第44号(13.9.28) ⑧輸入注意事項15第8号(15.2.3)
⑨輸入注意事項16第29号(16.12.24) ⑩輸入注意事項17第15号(17.7.1)
⑪輸入注意事項17第29号(17.7.25) ⑫輸入注意事項17第57号(17.12.9)
⑬輸入注意事項18第7号(18.3.27) ⑭輸入注意事項19第21号(19.3.6)
⑮輸入注意事項21第3号(21.4.15) ⑯輸入注意事項21第23号(21.4.17)
⑰輸入注意事項22第9号(22.2.16)

輸入貿易管理令の一部を改正する政令(昭和55年政令第285号)の施行に伴い、特殊事由による貨物の輸入については、次のとおり取扱います。

記

1 対象貨物 ①⑪⑯

輸入公表(昭和41年4月30日付け通商産業省告示第170号)一の第1の表に掲げる貨物であって次のような特殊事由により、無償で輸入する貨物

- (1) 試験研究用及び商品見本に用いる貨物であって転売が行われない貨物
- (2) 商品クレーム等に基づく代替貨物
- (3) 使用目的達成後、荷送人に積戻す貨物
- (4) その他特殊事由による貨物

2 書面申請手続 ②③⑤⑥⑩⑭⑮⑰

(1) 申請先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(2) 申請期間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで

(3) 申請書類

- ① 申請書 別表T2010によるもの 2通
- ② 申請理由書 別紙様式によるもの 1通
- ③ インボイス、船積書類及び輸入の相手方との往復書簡等申請内容を証するに足る書類
なお、貨物船積前の場合、インボイス又は船積書類等を提出出来ないことについてやむを得ない事由がある場合には、荷送人からの書簡(商品名、数量、金額及び船積期日等が明記されているもの。)をもってこれに代えることができます。
- ④ 水産庁が確認した書類
- ⑤ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求められます。

(別紙)②⑤

申請理由書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名
代表者記名押印又は署名
住 所
電話番号

輸入注意事項55第90号に基づき、特殊事由による貨物の輸入について下記のように申請
します。

記

- (1) 商品名及び関税率表の番号
- (2) 数量及び金額
- (3) 取引の相手先
- (4) 原産地及び船積港
- (5) 申請の理由及び目的